

(仮称) 北上市議会議員政治倫理条例（案）のパブリックコメントの結果について

番号	意見等の内容	ご意見に対する考え方
1	条例に違反行為が有ったか否かを判断するのは？	違反行為があったか、否かの判断は、市民や議員からの審査請求に基づき開催される政治倫理審査会において判断します。（条例案の第7条、第8条、第9条）
2	違反行為が有った場合の規定は？	違反行為があった場合は、議会は、違反者に対して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じます。地方自治法に基づく措置のほか、議会での協議による各種決議を想定しています。（条例案の第12条）
3	市から議員への請負などに関して、今回条例を制定するにあたり北上市議会議員には期待をしましたが、期待感はなくなりました。なぜなら、他の市では第2親等、第3親等まで請負に関して規制している市があるのに同様にしようとしている点です。	地方議会議員の請負禁止については、議員のなりて不足解消の観点から規制が緩和されました。緩和された内容は、議員の自治体からの請負は一切禁止されていましたが、令和5年3月の地方自治法の改正により年間300万円までの請負が可能となったものです。北上市議会では、市からの請負があった場合には請負状況の報告を義務付け、それを公表するなど透明性を確保したうえで、地方自治法の改正に対応しようとするものです。
4	ふるさと納税の返礼品について、当市で議員の生業としている物品が過去に取り扱いがあり、市から直接の取引ではないかも知れないが、返礼品業者が入っているため疑念を生じさせないためにも、条例に明記されてはいかがでしょうか。	ふるさと納税の返礼品の扱いのみを個別に取り上げて規定しませんが、市民から疑惑を招くことのないよう、条例施行を機に、一層行動を律してまいります。